

平成30年度愛媛大学入学者選抜試験の変更点（追加）

平成29年1月
愛媛大学

各学部の変更点

（注）高等学校は中等教育学校を含む。

●法文学部

・出願要件の変更

AO入試Ⅱ（実施学科：人文社会学科「昼間主コース」、人文社会学科「夜間主コース」）の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	次の(1)から(3)までの条件を全て満たす者 (1) 高等学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者 (2) 合格した場合は入学を確約できる者 (3) 本学部のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し、本学部への志望動機が明確な者
-----	--



変更後	次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、①及び②の条件を満たす者 (1) 高等学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者 (3) 学校教育法施行規則第150条の規定（第6号を除く。）により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者 ①合格した場合は入学を確約できる者 ②本学部のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し、本学部への志望動機が明確な者
-----	---

推薦入試Ⅰ（実施学科：人文社会学科「昼間主コース」）の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	高等学校を平成29年3月卒業見込みの者で、学習成績が優秀であって、人物及び適性等について、学校長が責任をもって推薦でき、かつ、合格した場合は入学を確約できるものただし、推薦できる者は、1高等学校につき3人以内とする。
-----	--



変更後	<p>次の(1)から(2)までのいずれかに該当し、①及び②の条件を満たす者 ただし、推薦できる者は、1学校につき3人以内とする。</p> <p>(1)高等学校を平成30年3月卒業見込みの者 (2)通常の課程による12年の学校教育を平成30年3月修了見込みの者</p> <p>①学習成績が優秀であって、人物及び適性等について、学校長が責任をもって推薦できる者 ②合格した場合は入学を確約できる者</p>
-----	--

推薦入試Ⅰ（実施学科：人文社会学科「夜間主コース」）の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者で、学習成績が優秀であって、人物及び適性等について、学校長が責任をもって推薦でき、かつ、合格した場合は入学を確約できるものただし、推薦できる者は、1高等学校につき3人以内（既卒者を除く。）とする。</p>
-----	---



変更後	<p>次の(1)から(2)までのいずれかに該当し、①及び②の条件を満たす者 ただし、推薦できる者は、1学校につき3人以内（既卒者を除く。）とする。</p> <p>(1)高等学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者 (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者</p> <p>①学習成績が優秀であって、人物及び適性等について、学校長が責任をもって推薦できる者 ②合格した場合は入学を確約できる者</p>
-----	---

社会人入試（実施学科：人文社会学科「夜間主コース」）の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	<p>次の(1)から(3)までの条件を全て満たし、平成 29 年 4 月 1 日現在 23 歳以上で 5 年以上の社会人経験を有する者</p> <p>(1) 高等学校を卒業した者（平成 29 年 3 月卒業見込みの者も含む。）又は学校教育法施行規則第 150 条の規定（第 6 号を除く。）により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は平成 29 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>(2) 合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>(3) 本学部のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し、本学部への志望動機が明確な者</p>
-----	---



変更後	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、①及び②の条件を満たす者で、かつ、平成 30 年 4 月 1 日現在 23 歳以上で 5 年以上の社会人経験を有するもの</p> <p>(1) 高等学校を卒業した者又は平成 30 年 3 月卒業見込みの者</p> <p>(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は平成 30 年 3 月修了見込みの者</p> <p>(3) 学校教育法施行規則第 150 条の規定（第 6 号を除く。）により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は平成 30 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>①合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>②本学部のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し、本学部への志望動機が明確な者</p> <p>（注）定時制、夜間、通信制以外の学校（大学を含む。）の在学期間は、社会人としての経験年数に含まない。</p>
-----	--

●教育学部

・出願要件の変更

AO 入試 IIB(実施課程等:学校教育教員養成課程初等教育コース小学校サブコース)の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校の専門教育を主とする学科（理数に関する学科等を除く。）又は総合学科を卒業した者又は平成 29 年 3 月卒業見込みの者で、合格した場合は入学を確約できるもの</p>
-----	---



変更後	<p>次の(1)から(3)の条件のいずれかを満たし、合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>(1)高等学校の専門教育を主とする学科（理数に関する学科等を除く。）又は総合学科を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者</p> <p>(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者</p> <p>(3)学校教育法施行規則第150条の規定（第6号を除く。）により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p>
-----	---

AO入試II（実施課程等：特別支援教育教員養成課程）の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者で、合格した場合は入学を確約できるもの</p>
-----	--



変更後	<p>次の(1)から(3)の条件のいずれかを満たし、合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>(1)高等学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者</p> <p>(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者</p> <p>(3)学校教育法施行規則第150条の規定（第6号を除く。）により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p>
-----	--

推薦入試I（実施課程等：学校教育教員養成課程初等教育コース小学校サブコース）の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校を平成29年3月卒業見込みの者で、学習成績が優秀であって、人物及び適性等について、学校長が責任をもって推薦でき、かつ、合格した場合は入学を確約できるもの</p> <p>ただし、推薦できる者は、1高等学校につき、2人以内とする。</p>
-----	--



変更後	<p>高等学校を平成30年3月卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を平成30年3月修了見込みの者で、学習成績が優秀であって、人物及び適性等について、学校長が責任をもって推薦でき、かつ、合格した場合は入学を確約できるもの</p> <p>ただし、推薦できる者は、1学校につき、2人以内とする。</p>
-----	---

●理学部

・出願要件の変更

推薦入試Ⅰ（実施学科：生物学科，地球科学科）の出願要件を，次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校を平成29年3月卒業見込みの者又は高等専門学校を平成29年3月第3年次修了見込みの者で、学習成績が優秀であって、人物及び適性等について、学校長が責任をもって推薦でき、かつ、合格した場合は入学を確約できるもの</p> <p>ただし、推薦できる者は、1学校につき生物学科2人以内，地球科学科3人以内とする。</p>
-----	--



変更後	<p>次の(1)又は(2)に該当する者で、学習成績が優秀であって、人物及び適性等について学校長が責任をもって推薦でき、かつ、合格した場合には入学を確約できるもの</p> <p>ただし、推薦できる者は、1学校につき生物学科2人以内，地球科学科3人以内とする。</p> <p>(1)高等学校を平成30年3月卒業見込みの者</p> <p>(2)通常の課程による12年の学校教育を平成30年3月修了見込みの者</p>
-----	--

●医学部

・出願要件の変更

推薦入試Ⅱ（実施学科：医学科（学校推薦）〔推薦A〕）の出願要件を，次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校を平成29年3月卒業見込みの者で、学習成績概評Aに属するもののうち、医学の研究者あるいは臨床医としての優れた資質を有し、学校長が責任をもって推薦でき、かつ、合格した場合は入学を確約できるもの</p> <p>ただし、推薦できる者は、1高等学校につき5人以内とする。</p>
-----	--



変更後	<p>以下のいずれかに該当する者のうち、学業成績概評Aに属するもので、医学の研究者あるいは臨床医としての優れた資質を有し、学校長が責任を持って推薦でき、かつ、合格した場合は入学を確約できるもの。ただし、推薦できる者は、1学校につき5人以内とする。</p> <p>(1) 高等学校を平成30年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 通常の課程による12年の学校教育を平成30年3月修了見込みの者</p>
-----	---

推薦入試Ⅱ（実施学科：医学科（地域特別枠推薦）〔推薦B〕）の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	<p>愛媛県内の高等学校を平成28年3月以降に卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者で、愛媛県の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指しているもの、かつ、合格した場合は入学を確約でき、入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関等において9年間以上勤務する意思があり、学校長が責任をもって推薦できるもの</p>
-----	---



変更後	<p>以下のいずれかに該当する者のうち、愛媛県の地域医療の担い手となる高い使命感と倫理観を有し、地域社会において医学・医療の発展に貢献できる医師を目指しているもの。かつ、合格した場合は入学を確約でき、入学後に愛媛県の奨学金を受給し、卒業後に愛媛県知事が指定する医療機関等において9年間以上勤務する意志があり、学校長が責任を持って推薦できるもの。</p> <p>(1) 愛媛県内の高等学校を平成29年3月以降に卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 愛媛県内において通常の課程による12年の学校教育を平成29年3月以降に修了した者又は平成30年3月修了見込みの者</p>
-----	---

推薦入試Ⅱ（実施学科：看護学科）の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校を平成29年3月卒業見込みの者で、学習成績概評Aに属するもののうち、看護学・保健学の研究者、教育者あるいは臨床看護・保健担当者としての優れた資質を有し、学校長が責任をもって推薦でき、かつ、合格した場合は入学を確約できるもの</p>
-----	--



変更後	<p>以下のいずれかに該当する者のうち、学業成績概評Aに属するもので、看護学・保健学の研究者、教育者あるいは臨床看護・保健担当者としての優れた資質を有し、学校長が責任を持って推薦でき、かつ、合格した場合は入学を確約できるもの。</p> <p>(1) 高等学校を平成30年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 通常の課程による12年の学校教育を平成30年3月修了見込みの者</p>
-----	---

●工学部

・出願要件の変更

推薦入試Ⅰ（実施学科等：環境建設工学科 土木工学コース，社会デザインコース）の出願要件を，次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校を平成29年3月卒業見込みの者で，次の全ての条件に該当し，学校長が責任をもって推薦できるもの</p> <p>ただし，推薦できる者は，1高等学校につき2人以内とする。</p> <p>(1) 調査書の全体の評定平均値が4.0以上で，人物が優秀な者</p> <p>(2) 合格した場合は入学を確約できる者</p>
-----	--



変更後	<p>高等学校の普通科，理数に関する学科，工業に関する学科又は総合学科を平成30年3月卒業見込みの者で，次の全ての条件に該当し，学校長が責任をもって推薦できるもの</p> <p>ただし，推薦できる者は，1高等学校につき2人以内とする。</p> <p>(1) 調査書の全体の評定平均値が4.0以上で，人物が優秀な者</p> <p>(2) 合格した場合は入学を確約できる者</p>
-----	--

推薦入試Ⅱ（実施学科等：環境建設工学科 土木工学コース，社会デザインコース）の出願要件を，次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校を平成29年3月卒業見込みの者で，次の全ての条件に該当し，学校長が責任をもって推薦できるもの</p> <p>(1) 学習成績及び人物が優秀な者</p> <p>(2) 合格した場合は入学を確約できる者</p>
-----	--



変更後	<p>高等学校の普通科，理数に関する学科，工業に関する学科又は総合学科を平成30年3月卒業見込みの者で，次の全ての条件に該当し，学校長が責任をもって推薦できるもの</p> <p>(1) 学習成績及び人物が優秀な者</p> <p>(2) 合格した場合は入学を確約できる者</p>
-----	--

●農学部

・出願要件の変更

AO入試II（実施学科等：食料生産学科 知能的食料生産科学特別コース，生命機能学科 健康機能栄養科学特別コース，生物環境学科 水環境再生科学特別コース）の出願要件を，次のとおり変更する。

変更前	<p>次の(1)から(3)までの条件を全て満たす者</p> <p>(1)高等学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者</p> <p>(2)合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>(3)志望学科及び志望特別コースのアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し，志望動機が明確である者</p>
-----	---



変更後	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当し，①及び②の条件を満たす者</p> <p>(1)高等学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者</p> <p>(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者</p> <p>(3)学校教育法施行規則第150条の規定（第6号を除く。）により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>①合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>②志望学科及び志望特別コースのアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し，志望動機が明確である者</p>
-----	--

推薦入試I（実施学科等：食料生産学科，生命機能学科，生物環境学科（普通科又は理数に関する学科対象）〔推薦A〕）の出願要件を，次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校の普通科又は理数に関する学科を平成 29 年 3 月卒業見込みの者で、次の全ての条件に該当し、学校長が責任を持って推薦できるもの</p> <p>(1)学力、人物が優秀な者</p> <p>(2)合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>(3)本学部及び志望学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し、志望動機が明確である者</p>
-----	---



変更後	<p>次の(1)または(2)のいずれかに該当し、①から④の条件を満たし、学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>(1)高等学校を平成 30 年 3 月卒業見込みの者</p> <p>(2)通常の課程による 12 年の学校教育を平成 30 年 3 月修了見込みの者</p> <p>①普通科又は理数に関する学科を卒業又は修了見込みの者</p> <p>②学力、人物が優秀な者</p> <p>③合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>④本学部及び志望学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し、志望動機が明確である者</p>
-----	--

推薦入試 I（実施学科等：食料生産学科，生命機能学科，生物環境学科（専門教育を主とする学科又は総合学科対象）〔推薦 B〕）の出願要件を、次のとおり変更する。

変更前	<p>高等学校の専門教育を主とする学科（理数に関する学科を除く。）又は総合学科を平成 29 年 3 月卒業見込みの者又は高等専門学校を平成 29 年 3 月第 3 年次修了見込みの者で、次の全ての条件に該当し、学校長が責任を持って推薦できるもの</p> <p>(1)学力、人物が優秀な者</p> <p>(2)合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>(3)本学部及び志望学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し、志望動機が明確である者</p>
-----	--



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更後</p>	<p>次の(1)または(2)のいずれかに該当し、①から④の条件を満たし、学校長が責任を持って推薦できる者</p> <p>(1)高等学校を平成 30 年 3 月卒業見込みの者</p> <p>(2)通常の課程による 12 年の学校教育を平成 30 年 3 月修了見込みの者</p> <p>①専門教育を主とする学科（理数に関する学科を除く。）、総合学科を卒業又は修了見込みの者</p> <p>②学力、人物が優秀な者</p> <p>③合格した場合は入学を確約できる者</p> <p>④本学部及び志望学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を理解し、志望動機が明確である者</p>
--	---